

和歌山市物価高騰重点支援給付金(調整給付)

問物価高騰重点支援給付金事務局 ☎0120-969-861 · 499-5184

令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方(定額減税可能額が減税前税額を上 回ると見込まれる方)に、調整給付金を支給します。

■対象者/次の①または②のいずれかに該当する方

①所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数※1)が「令和6年分推計所得税額(減税前)※2」を上回る方 ②個人住民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数※1)が「令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)」を 上回る方

- ※ 1 減税対象人数とは納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数です。(国外居住者は対象から除きます。)
- ※ 2 令和6年分推計所得税額は、令和5年分の所得・扶養の状況等からの推計により算出します。
- ●支給額/
 - (1) 所得税分控除不足額

定額減税可能額 3万円×減税対象人数

令和6年分推計所得税額(減税前) (令和5年分所得・扶養状況等により推計で算出)

①所得税分控除不足額

(2) 個人住民税分控除不足額

定額減税可能額 1万円×減税対象人数

令和6年度分個人住民稅所得割額(減稅前)

②個人住民税分控除不足額

→ 調整給付額 = ①所得税分控除不足額+②個人住民税分控除不足額(①+②の金額を1万円単位に「切り上げて」算出) ※令和6年分所得税額および定額減税の実績額等が確定した後、給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加 給付予定。

参考例

4人家族(減税対象人数4人)で、令和6年分推計所得税額が3万円・令和6年度個人住民税所得割額2万5千円 (どちらも減税前) の納税者の場合

【①所得税分】所得税分定額減税可能額 12 万円(3 万円×4人)-3 万円=9 万円

【②個人住民税分】個人住民税分定額減税可能額 4 万円(1 万円×4人)-2万5千円=1万5千円

【調整給付額】11万円(①+②の金額を1万円単位に切り上げ) =【①所得税分】9万円+【②個人住民税分】1万5千円

- ●手続き/対象者の方に、8月中に確認書を送付します。内容を確認し、必要事項を記入の上、提出期限までに返送してください。
- ●提出期限/令和6年10月31日困(必着)
- 支給日/提出書類の審査完了後、順次支給

詳細は市 HP (ID: 1057810) をご確認ください。



夜間中学について考えるシンポジウムの開催

問 教育政策課 ☎ 435-118

令和7年4月に和歌山市立和歌山高等学校内に開校予定の「夜間中学」について、多くの方に知っていただくため、シン ポジウムを開催します。

- 8月21日丞 18時30分~20時(開場18時)
- 和歌山城ホール 小ホール
- シンポジウムテーマ「夜間中学の必要性について」 文部科学省職員による基調講演(夜間中学の概要や意義の説明)と有識者(他 都市夜間中学校長や学識経験者等)によるパネルディスカッション
- 定員 夜間中学に興味のある方 300 人程度(応募多数の場合は抽選)

詳細は市 HP(ID: 1056141) のリンク先にあるイベント専用サイトをご確認ください。





応募ページ

児童手当の制度が拡充されます

児童手当について、令和6年10月分の手当から制度の一部が変わります。

支給期間延長

支給対象期間が現行の中学生以下から、 高校生年代(18歳年度末)まで拡充されます。

所得制限撤廃

所得制限が撤廃、特例給付も廃止され、

全員が支給対象になります。

支給額の拡充

0歳~3歳の誕生月まで(第1子・第2子)月額15,000円 3歳~高校生年代 (第1子・第2子) 月額 10,000円

0歳~高校生年代 (第3子以降) 月額30,000円

※大学生年代(22歳年度末まで)の子から第1子目とカウン トレ、多子加算が適用されます。(要届出)

支払回数の見直し

支払月が年3回から年6回に変更となり、偶数月の10日にそれぞれの支給月の前月分までの手当が振り込みとなります。 令和6年10月支給(令和6年6月から9月分手当)を最後に支払通知はがきの発送は廃止となります。

(新たに申請が必要な方

- ・所得上限限度額以上により、児童手当を受給していない方
- ・高校生年代(18歳年度末まで)以下の児童を養育しており、現在児童手当を受給していない方
- ・現在児童手当を受給中であり、大学生年代(18歳年度末から22歳年度末)の子と高校生以下の子を合計3人以上養育し ている方

詳しい申請方法については、市 HP (ID: 1058444) をご確認ください。



医療費助成受給者証の年次更新

8月1日から次の受給者証が更新されます。受給資格のある方には「新しい受給者証」を、所得制限超過等の理由により 資格をお持ちいただけない方には「受給資格についてのお知らせ」を7月中に郵送しています。

- 重度心身障害児者医療費受給者証
- 重度心身障害者(後期高齢者医療)医療費受給者証
- ■対象/■身体障害者手帳1~3級 ②療育手帳A1・A2 ⑤特別児童扶養手当1級 (20歳未満)のいずれかの認定を受けている方(65歳を超えて平成20年4月1日 以降に新たに認定を受けた方を除く)、₫精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受け ている方(65歳を超えて新たに認定を受けられた方を除く)
- **※1**∼**4**とも所得制限あり
- ■助成対象/保険診療に係る通院・入院医療費の自己負担分(身体障害者手帳3級は 入院のみ)、入院時食事療養費の自己負担額の半額(身体障害者手帳3級を除く)



○老人医療受給者証

- ●対象/①~⑥全てに該当する方
- ① 67 ~ 69 歳 ②市民税非課税世帯
- ③世帯収入の合計が一定基準以下 (1人世帯:100万円以下、2人世帯:140万円以下等)
- ④資産(預貯金・国債・株式等)が一定基準以下
- (本人が350万円以下、かつ、世帯の金融資産合計が350万円×世帯員数以下)
- ⑤世帯全員が居住地以外の動産、不動産を所有していない
- ⑥世帯外からの扶養(税、健康保険)を受けていない
- 問 保険総務課☎ 435-1062



5 市報わかやま 令和6年8月号

● ● 和歌山市役所 ☎ 073-432-0001(代表) 〒640-8511 和歌山市七番丁23 ● ●

■ 市HPのトップから関連ページを検索できます。①記事記載のIDを入力②表示ボタンをクリック ■ ■